

質問第五七号

NHKが集金業務を委託する外部業者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月十二日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

NHKが集金業務を委託する外部業者に関する質問主意書

NHK名古屋放送局は令和元年十一月八日、愛知県内での受信料の集金業務などを委託していた会社の社長が、契約者の個人情報悪用して特殊詐欺に関与した疑いがあると発表した。捜査関係者によると、この社長は愛知県警に逮捕され、「契約者名簿の個人情報をもとに特殊詐欺をした」と供述しているとのことである。これは善良な市民を不安に陥れる非常に悪質な行為であり、看過出来る事案ではない。NHKの委託業者による今回の問題に対する政府の立場を国民が正確に把握するために、政府の見解を確認したく、以下の質問をする。

一 NHKが集金業務を委託する外部業者を選定する際、今回のような問題を起こす業者を排除するべく、代表者の経歴や人物像などを含めた審査を行っているのか否かについて、政府は把握しているのか、伺いたい。

二 前記一について、政府が把握しているのであれば、NHKがどのような審査を行っているのか、具体的に伺いたい。

三 NHKが集金業務を外部業者に委託した後、その業者に対して今回のような問題、つまり契約者名簿が

悪用されるようなことがないよう、監督、指導を行っているのか否かについて、政府は把握しているのか、伺いたい。

四 前記三について、政府が把握しているとすれば、NHKがどのような形で監督、指導を行っているのか、具体的に伺いたい。

右質問する。